

海外で出産した場合の出産育児一時金申請時に

必要な書類等について

○申請にあたっては以下の書類等をご用意ください。

(1) 国民健康保険被保険者証（または資格確認書等）《出産時に資格があることを確認します》

(2) 出産した方のパスポート

出産した国への出入国及び申請時の日本帰国が確認できること。パスポートに出入国のスタンプが押されない場合は、搭乗券や出入国記録（法務省発行）などで出産した国への入国、出国した日付のわかる資料（原本）をあわせてお持ちください。

(3) 出生証明書（原本）

子どもが生まれたことを証明する公的機関が証明した書類

●死産の場合には、それがわかる書類（死亡届や病院の証明など）

※和訳添付（訳者の住所・電話番号、署名、押印のこと）

※記載内容についての確認のため、追加で資料をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

(4) 出産費用を支払った領収書（領収明細書）の原本

出産時に病院に支払った領収書等の原本を、申請書とともに提出していただきます。

※和訳添付（訳者の住所・電話番号、署名、押印のこと）

※記載内容についての確認のため、追加で資料をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

(5) 母子手帳（日本で発行したもの）

(6) 世帯主の印鑑（朱肉使用のもの）

(7) 世帯主名義の銀行口座番号

（世帯主以外の場合には別途委任状が必要となります。）

※記入漏れや審査に必要な内容が整っていない場合には支給できませんので、必ず上記書類等をそろえて申請してください。

申請書を受領しても審査にはかなりの時間をいただきますので

ご了承ください